

高浜市ソフトボール連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、高浜市ソフトボール連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目的)

第2条 高浜市におけるソフトボールの普及振興を図り、会員相互の親睦と技術の向上及び生活と地域に根ざしたソフトボールの実践をすることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ソフトボール大会の開催並びに協賛、後援
- (2) 技術向上のための研究、研修会及び指導会の開催
- (3) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 連盟は、次の会員で組織する。

- (1) 特別会員 今後連盟の進展に尽力されると思われるもので連盟の推薦した者
- (2) 一般会員 連盟加入チームの登録に基づく者。ただし、1チーム99名以内とする。

(役員)

第5条 連盟に次の役員を置く。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 理事長 1名
- (5) 副理事長 若干名
- (6) 会計（事務局長）1名
- (7) 理事 若干名
- (8) 監事 2名

(選出)

第6条 会長及び副会長は、理事会で選任する。

2 理事長、副理事長、会計及び監事の選出は、役員改選前年度末の理事会に諮り、総会の議決による。

3 理事の選出は、次の各部会から推挙された者で、総会の議決による。

- (1) 運営部会 若干名（加盟各チームから1名及び運営部会で推挙された者）
- (2) 審判部会 3名
- (3) 記録部会 1名

(任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 各部会の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、連盟を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
- (3) 理事長は、理事会を代表し、理事会の会務を統轄する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、これを代理する。
- (5) 会計（事務局長）は、一切の収支事務をとり、連盟事務を処理する。
- (6) 監事は、連盟の会計等の監査をする。

(会議)

第9条 会議は、総会、理事会及び各部会とする。

2 総会は、加盟団体の代表者及び特別会員をもって構成し、年1回会長がこれを招集し、重要事項を決定する。

3 理事会及び各部会は、その都度その長が召集して開き、運営事項を審議する。

(会議の成立及び議決)

第10条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会できない。

2 議決は、出席者の過半数でこれを決める。

(運営部)

第11条 運営部は、各チームから理事として推挙された者からなる。

2 運営部は、本連盟の主催又は主管する事業の運営に参加協力し、競技会の開催、その他本連盟の事業の運営にあたる。

3 運営部に次の役員を置く。

- (1) 運営部顧問 若干名
- (2) 運営部長 1名
- (3) 運営副部長 若干名
- (4) 運営主任 若干名

(審判部)

第12条 審判部は、公認審判員からなる。

2 審判部は、本連盟の主催又は主管する事業の運営に参加協力し、試合の運営及び公式規則の普及、指導、実践にあたる。

3 審判部に次の役員を置く。

- (1) 審判部顧問 若干名
- (2) 審判部長 1名
- (3) 審判副部長 若干名
- (4) 審判指導員 若干名
- (5) 審判班長 若干名

(6) 審判副班長 若干名

(記録部)

第13条 記録部は、公式記録員からなる。

2 記録部は、本連盟の主催又は主管する事業の運営に参加協力し、試合における公式記録の採取、保存及び公式記録の指導にあたる。

3 記録部に次の役員を置く。

(1) 記録部長 1名

(2) 記録副部長 若干名

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、高浜市内に置く。

(経費)

第15条 連盟の経費は、次に掲げるもので支弁する。

(1) 入会金

(2) 助成金

(3) 寄付金

(4) その他の収入

(会費)

第16条 連盟の加入チームは、入会金を加盟年度に、会費を年度登録時に納入しなければならない。ただし、一旦納入した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

2 入会金は、1チーム5,000円とする。

3 会費は、次のとおりとし、途中加入も年間会費を納入する。

(1) 一般男子 1チーム30,000円

(2) 一般女子 1チーム 1,000円

(会計年度)

第17条 連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

(上部団体)

第18条 連盟は、理事会の議決を得て、加盟団体は、理事会の承認を得て愛知県ソフトボール協会に加入することができる。

(規約の改廃)

第19条 本規約の改廃は、総会の決議による。

附 則

この規約は、昭和55年12月3日から施行する。

附 則

この規約は、昭和57年2月17日から施行する。

附 則

この規約は、昭和58年2月20日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 60 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 61 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 63 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 5 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 8 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 9 年 3 月 2 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 10 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 3 月 6 日から施行する。